



中小企業・小規模事業者とは

以下のA又はBの要件を満たす事業者です。

業種		A 資本金または出資金	B 常時使用する労働者
小売業	小売業、飲食店など	5000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、医療、福祉、複合サービス事業など	5000万円以下	100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業など	3億円以下	300人以下



助成対象経費について

助成対象となる経費は「生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等」です。

業種によってさまざまな設備投資などが考えられますので、**厚生労働省ホームページの業種別の活用事例や「生産性向上のヒント集」**を参考にしてください。

(生産性向上の事例)



※詳細な要件や手続き方法につきましては、必ず最新の交付要綱・交付要領をご確認ください。

注意事項

- ・令和5年度の申請締め切りは**令和6年1月31日**です。(郵送の場合は**必着**)
- ・過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。

申請書類等

交付要綱、交付要領、申請書等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

(申請書類)



お問い合わせ先

業務改善助成金についてご不明な点等ございましたら、コールセンターまでお問い合わせください。

0120-366-440

受付時間 平日 8:30~17:15

※場合によってはお問い合わせ内容を折り返しの連絡とさせていただきます。

申請先

業務改善助成金の申請・支給窓口は、**群馬労働局雇用環境・均等室**です。

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋市地方合同庁舎8階

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね!

